

# 山梨学院短期大学学術研究倫理に関するガイドライン

(2019年3月28日制定)

(2019年6月27日改正)

(2021年4月1日改正)

本ガイドラインは、本学で行う学術研究活動に関し、本学の責務及び本学の研究活動に携わる全ての者（本学の管理下にある研究者をはじめ、研究費の運営・管理に関わる全ての構成員（教員以外の職員、本学以外に本務を有する者、研究支援者、本学の許可を得て本学施設を利用して研究する者、及び学生等を含む。）をいい、以下、「研究者等」という。）の責務を明確にし、本学の学術研究の健全な発展と社会連携のため、本学の学術研究の信頼性と公正性を保ち、良心に従って誠実に行動することを目的として定める。

## 1 本学の責務

本学は、研究者等の研究倫理に係る意識を高め、研究活動及び研究費の取扱いにおける不正行為を防止するため、研究者等の研究活動や研究費の適切な管理等について必要な措置を講じる。これらの管理に不適切な行為が認められた場合は、迅速に原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

## 2 研究者等の責務

### (1) 不正行為の防止

研究者等は、研究活動において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん、盗用、著作権侵害等の不正な行為を行わないとともに、不正な行為の発生を未然に防止するよう、研究環境の整備に努める。また、研究を指導する立場にある者は、研究活動に関する不正が起きないように、常に適切な指導を行う。

### (2) 研究費の適切な使用

研究者等は、研究の実施と研究費の使用にあたり、本学が規程等として定める公的研究費の適正な運営及び管理方針に従い、適正な使用に努める。

### (3) 研究資料、研究情報、研究データ、研究試料等（以下、「研究データ等」という。）の適切な取扱い

研究者等は、研究に関する研究データ等の収集にあたっては、科学的かつ一般的な社会通念に照らして妥当と認められる方法によって行わなければならない。なお、研究データ等の利用や保存に関して、個人情報保護等に十分に配慮し、不正な行為又は不注意等による紛失、遺漏、改ざんを防ぐための適切な措置を講ずる。

### (4) 研究成果の適切な公表

研究者等は、研究成果の公表に関し、研究データ等のねつ造や改ざんを行わないことは勿論、研究データの再現性や論拠の信頼性の確保に十分に留意し、常に適切かつ公正な引用に努める。研究論文の共著者は、当該研究に寄与した者として権利を有するとともに、結果に対する責任及び説明を共有する。

### (5) 環境、安全、生命倫理への配慮

研究者等は、研究活動に際し、環境、安全、生命倫理に十分に配慮し、関係する法令及び本学諸規程等を遵守する。

### (6) ハラスメントの禁止

研究者等は、研究活動に際し、本学設置者の定めるハラスメントの防止に関する規則に則り、人権に係るいかなるハラスメントも行わない。

(7) 利益相反の適正なマネジメント

研究者等は、研究活動に際し、利益相反の発生に十分な注意を払い、適正なマネジメントを行う。

(8) 公正な審査

研究者等は、他者の公募研究や研究論文の査読及び審査にあたる場合は、審査対象者との関係や属性によらず、当該審査の基準に従って構成に審査を行う。

3 告発窓口

本学を設置する学校法人 C2C Global Education Japan（以下、「本法人」という。）法人本部総務部総務課（所在地：甲府市酒折二丁目4-5、電話番号：055-224-1450(代)）に、本学における研究活動上の不正行為に関する相談又は告発の受付窓口（以下、「告発窓口」という。）を置く。本学の研究活動に不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対し、相談又は告発を行うことができる。インターネット（電子メール）を利用のうえ相談又は告発を行う際には、本学ウェブサイト「お問い合わせ」専用フォームより、「お問い合わせ内容」の本文に「山梨学院短期大学における研究活動の不正行為について」と付記することが望ましい。